

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	令和2年8月11日 04時20分ごろ
発生場所	香川県東かがわ市 ^{ひけた} 引田鼻北方沖 引田鼻灯台から真方位009° 2.7海里付近 (概位 北緯34° 16.7′ 東経134° 25.2′)
事故の概要	プレジャーヨット ^{ホーネスト} HonestⅧ1は、東進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年8月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット HonestⅧ1、19トン
船舶番号、船舶所有者等	260-47208神奈川、株式会社ユニマツプレシャス
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 ラダーに擦過傷 定置網 破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 南東流約1.5ノット (kn)
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、GPSプロッターを起動し、約8knの対地速力で、自動操舵により東進中、定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げた。 本船の喫水は、センターキール下端まで約1.2mであった。 船長は、これまで昼間に本事故発生場所北方沖を数回航行した経験があったものの、本件定置網が設置されていることを知らなかった。 船長は、本事故当時、夜間に本事故発生場所付近を航行するのが初めてであり、潮流によりこれまでに航行した進路よりも南方に寄せられていることに気付いていたものの、前路に航行の支障となる物があるとは思っていなかった。
分析	本船は、東進中、船長が本件定置網の存在を知らず、これまでに航行した進路よりも南方に寄った航路を、本件定置網に向かって航行したことから、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が東進中、船長が本件定置網の存在を知らず、これまでに航行した進路よりも南方に寄った航路を、本件定置網に向かって航行したため、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、事前に海図を用いて航行予定海域の水路調査を行い、定置網の設置場所等を確認しておくこと。 |
|--|---|